ファミリー・サポート・センターを利用している方へ

令和元年（2019年）10月から
幼児教育・保育の無償化がスタートします

○　**無償化の対象となるためには、八王子市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

※「保育の必要性の認定」を受けていない場合、まず保育幼稚園課に「施設等利用給付認定申請書」による申請が必要です。

（注１）認可外保育施設（一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注２）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは保育幼稚園課にご確認ください。

○　**３歳児クラスから５歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、０歳児クラスから２歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。**

○　**ファミリー・サポート・センターでの無償化の対象は「預かり」と「預かりに併せて利用される送迎」です。「送迎」のみの利用、交通費、食事代などは対象外です。**

○　**利用費の給付の申請先（「保育の必要性の認定」を受けられた方）**

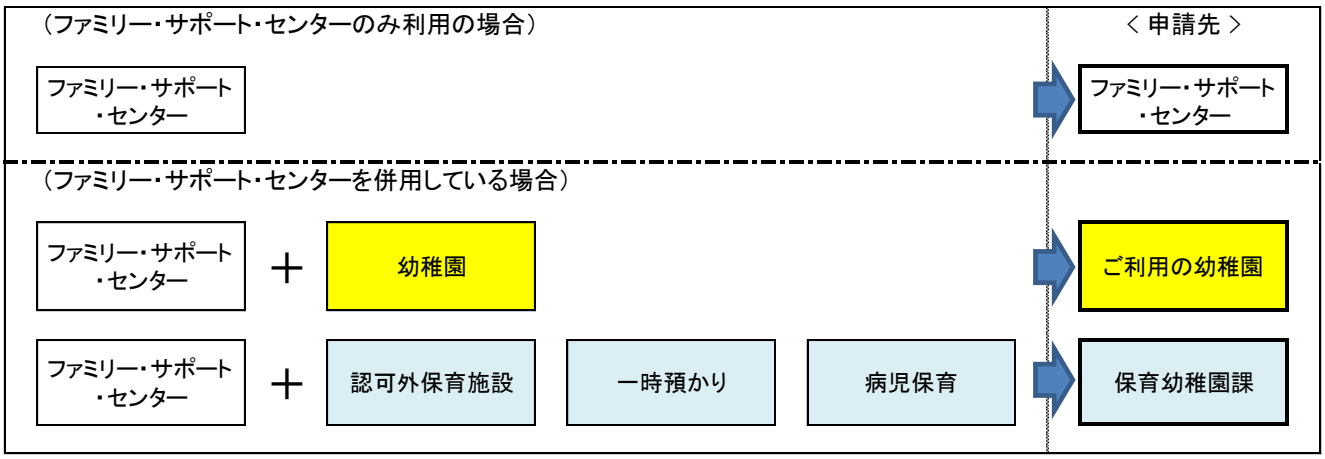

（注）利用費の請求は「施設等利用費請求書」に必要事項を記載し、提供会員が発行する「活動報告書」を添付し、申請してください。

［基本的な手続きのイメージ］

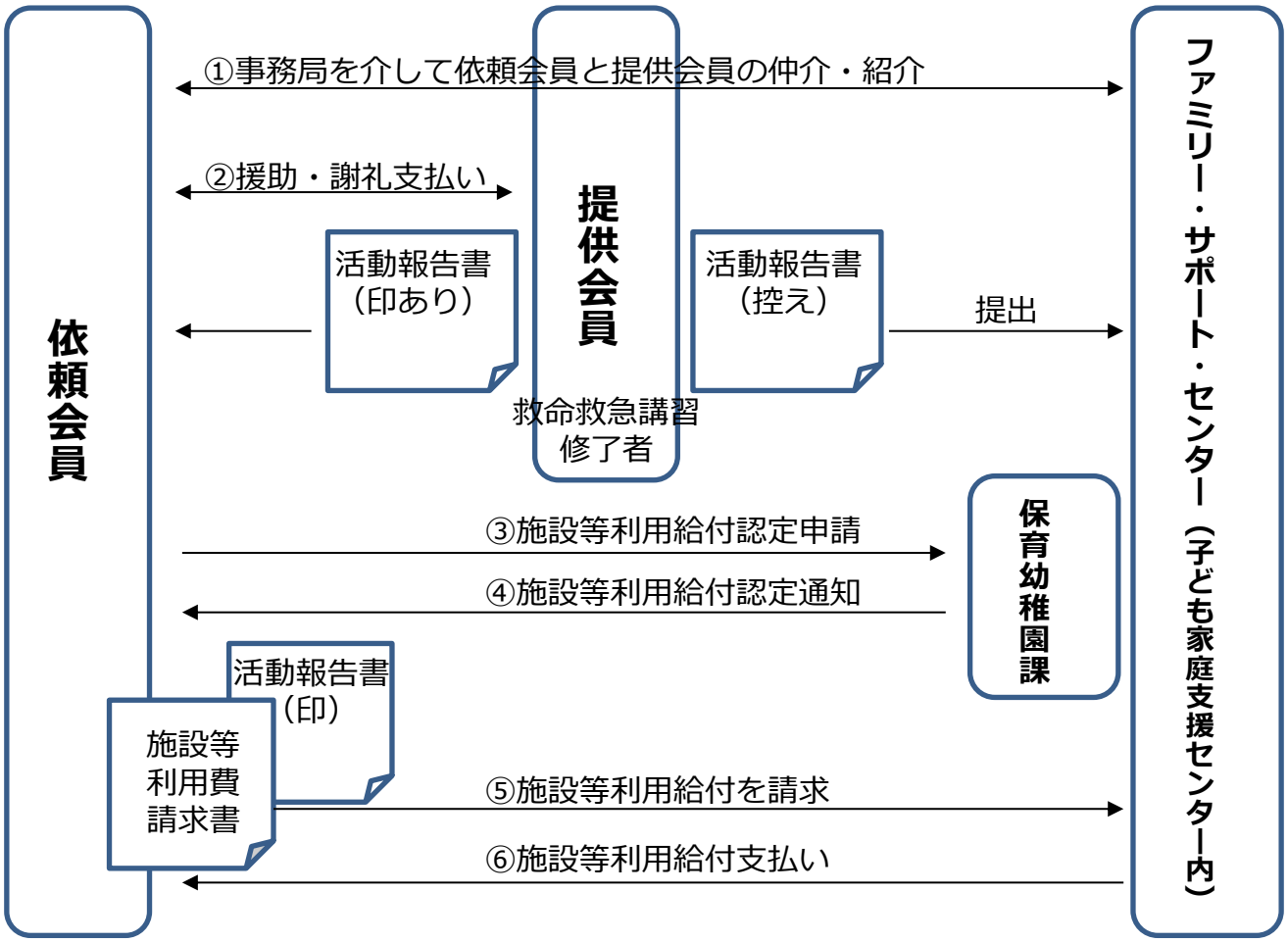

＊ **依頼会員** は利用費の給付を申請する場合も、ファミリー・サポート・センターの謝礼は、これまでどおり **提供会員** にお支払いいただき、後日 **依頼会員** が請求書と活動報告書をもって申請すると、利用料（謝礼）が上限額の範囲で給付されます。

＊ **提供会員** は「活動報告書」を作成する際、必ず「預かり」の料金がわかるように（交通費、食費とは分けて）記入してください。また、印鑑は朱肉で押してください。

＊無償化となる基準は、**提供会員** がファミリー・サポート・センター等が行う救命救急講習（事故防止に関する講習を含む）を受講していることが必要です。

問い合わせ先：
【ファミリー・サポート・センターの利用費請求について】
八王子ファミリー・サポート・センター　TEL：０４２－６４８－２１５７

【保育の無償化制度全般 や 保育の必要性の認定の手続きについて】
八王子市　子ども家庭部　保育幼稚園課　TEL：０４２－６２０－７３６９